

② 災害医療体制の強化

平成28年4月14日、熊本県熊本地方を震源とする一連の地震が発生し、多くの生命が失われました。また、多くの住民が住居を失い長期の避難生活を送られています。

同年10月21日には鳥取県中部を震源とする地震も発生しており、近年多発する大規模地震等に備えて、災害医療体制を強化することは行政の重要課題となっています。

本市の災害医療体制については、平成23年の東日本大震災に伴う医療支援活動で得られた教訓や、災害医療に基づいた医療活動の基本的な考え方を踏まえ、横浜市医師会、横浜市内病院協会、横浜市薬剤師会、横浜市歯科医師会など医療関係団体と約2年間にわたる協議を重ね、平成25年3月の横浜市防災計画（震災対策編）の修正に反映しました。災害医療の総合調整及び指揮命令を司る市医療調整チームの機能強化や、医療関係団体等との情報共有を行う災害医療連絡会議の設置など、市域レベルでの関係機関の連携強

化及び体制の充実を図っています。

本稿では、本市の災害医療体制について、修正により強化された取組と、体制の実効性を検証するために実施した訓練についてご紹介します。

1 災害医療体制の強化

① 総合調整・指揮機能の強化

(1) 市医療調整チームの設置
市災害対策本部内に設置し、各区に設置される医療調整班との調整、医療関係団体等との調整、神奈川県医療救護本部へのリエゾン（業務調整員）派遣による県との調整などを実施します。

(2) 災害医療アドバイザーの委嘱
市や区の災害対策本部が行う医療調整業務について、医学的見地からの助言、指示、調整等に協力していただく医師を災害医療アドバイザーとして委嘱しました。（横浜市医師会の医師3名、市内救命救急センターの医師3名の計6名）

(3) 市及び区の災害医療連絡会議の設置
災害医療に関係する機関の連携強化を図るため、平時には災害医療に関する意見交換、情報共有を行い、発災時には、災害状況の変化や推移に合わせた連携を図るための場として、定期的に会議を開催します。

(4) 情報通信体制の整備（図1 情報通信体制）
震災発生時、固定電話や携帯電話などが使用できない場合でも、情報通信手段を複数確保するため、衛星携帯電話とMCA無線機を整備しました。さらに、地域防災拠点などの最前線で活動する医療救護隊の連絡手段の確保としてデジタル簡易無線を整備しました。

平成28年4月1日時点で、衛星携帯電話182台、MCA無線機194台、デジタル簡易無線217台を、市及び各区医師会、市薬剤師会、市歯科医師会などの医療関連団体や災害拠点病院、災害時救急病院などの医療機関、18区

役所などに配備しました。また、平時から2か月に1回、市医療調整チーム、各区の医療調整班、そして関係機関との間で通信訓練を実施し、非常時において通信機器が円滑に運用できるよう取り組んでいます。

② 緊急度・重症度に応じた医療提供体制の構築（図2 緊急度・重症度に応じた医療提供体制）
重症者を受け入れる医療機関として災害拠点病院、中等症の傷病者を受け入れる医療機関として災害時救急病院、診療所では軽症者を受け入れるなど役割を明確化し、限られた医療資源を最大限に有効活用するため、緊急度・重症度に応じた医療提供体制を構築しました。被災を免れ、診療可能な医療機関は、速やかに診療を開始するとともに、所定ののぼり旗を掲げ、市民等に診療可能であることを周知します。

また、震災時には、被害の大きい地域を優先して集中的

執筆

吉元 景

医療局医療政策課
救急・災害医療担当係長

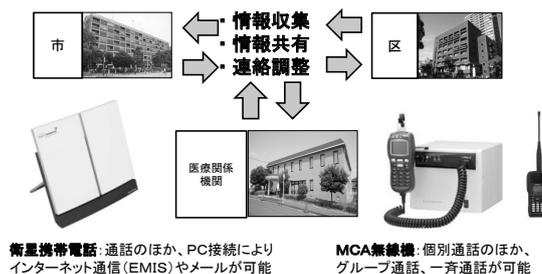


図1 情報通信体制

に医療資源を投入することが効果的であるという考えから、医師、看護師、薬剤師及び業務調整員で1チーム5人からなる医療救護隊を編成し、巡回診療の実施や被災状況に応じて活動場所を決定するなど、臨機応変な運用体制を整備しました。

③医薬品等の備蓄及び供給体制の確保

医療救護隊が用いる医薬品は、市薬剤師会と協定を締結し、地域の協力薬局で循環備蓄をしています。備蓄医薬品で不足する場合は、協定に基づき、薬局の在庫医薬品が医療救護隊に提供されます。さらに不足する場合には、市内医薬品卸会社5社との協定に基づき、供給される仕組みとしました。

医薬品の扱いは専門的知識が必要であることから、過去の震災においては他都市からの医薬品救護物資の扱いに混乱が生じ、有効に活用できなかったという課題がありました。そこで、市内唯一の薬学の教育・研究機関である横浜薬科大学と平成27年9月に協定を締結し、災害時における医薬品救護物資の物流拠点の一元化と適切な集積・管理・仕分けができる体制を構築しました。

2 災害医療体制の実効性を確保するための訓練の実施

①平成27年度9月1日政府広域医療搬送訓練（写真1 本部運営訓練）

首都直下地震（都心南部直

下型地震 M7.3）を想定し、首都直下地震応急対策活動要領等に基づく広域医療搬送に関する総合的な実動訓練を実施しました。

体制の機能と実効性に関する検証と、防災関係機関相互の協力の円滑化を図ることを目的として、内閣官房、内閣府をはじめ、21団体が参加し実施されました。

関係団体・医療機関との実践的な訓練の実施により、MCA無線による通信の有効性が確認され、被害情報等を収集し分析した結果を基にした具体的な戦術・戦略の立案が出来たことなど評価すべき点が多数ありました。

②平成28年度横浜市総合防災訓練（平成28年8月21日実施）（写真2 救護所での救護活動の様子）

相模湾を震源とするM8.1、市内最大震度7の地震発生に伴い、家屋の倒壊や道路の損壊をはじめとして、電気、ガス、水道などのライフラインに甚大な被害が発生し、街区では木造家屋を中心とする火災により、負傷者が多数発生したとの想定のもと、実動訓練を実施しました。また、市内の各災害拠点病院が地震によりインフラ被害が発生した

想定として、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の入力訓練を実施しました。熊本地震で発生した病院避難に対応する訓練として、横浜市立大学附属市民総合医療センターの入院患者を避難させる想定で、交通局のバスが参加しました。

横浜市医師会も医療救護班として訓練に参加し、事前の打合せなども含めて関係機関と災害医療に対する認識の共有化が図られました。

過去に発生した震災にはそれぞれ特徴があります。本市では、これまでの医療支援活動で得られた教訓や震災で発生した被害を踏まえて、災害医療体制を強化してきました。構築した災害医療体制の有効性を確保するためには、各機関が連携して実践的能力の向上のための訓練の実施、検証、必要に応じた体制の整備というPDCAサイクルを継続していく必要があります。

加えて、関係機関との相互理解を更に深め、資器材の習熟・管理の徹底を図り、市民に対する啓発を一層推進し、官民を挙げて災害医療体制を充実し続けることが重要であると考えています。



写真1 本部運営訓練
各機関が収集した情報を分析



写真2 救護所での救護活動の様子

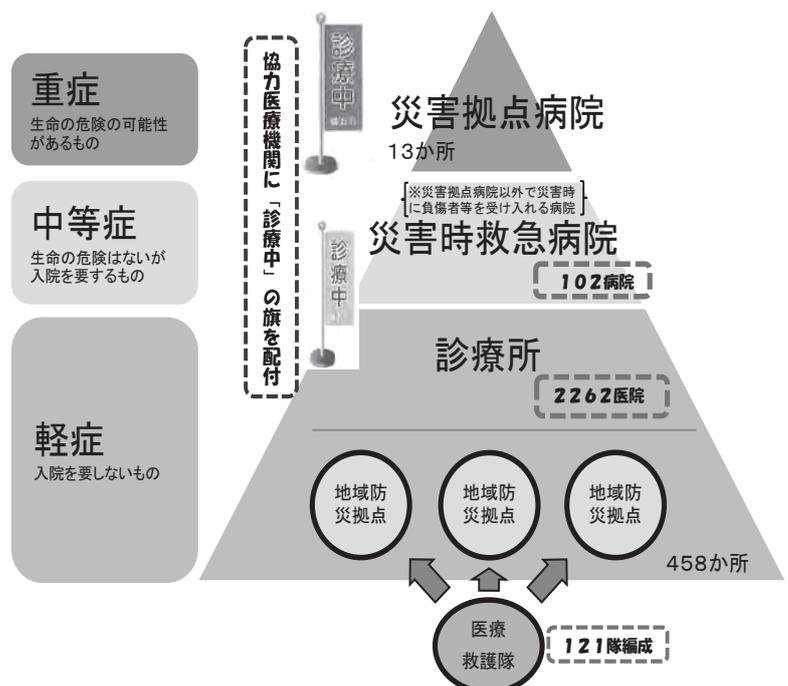


図2 緊急度・重傷度に応じた医療提供体制